

少子化対策と税制 一児童税額控除の導入を

日本産婦人科医会講演(15年11月11日)

中央大学法科大学院教授

森信茂樹

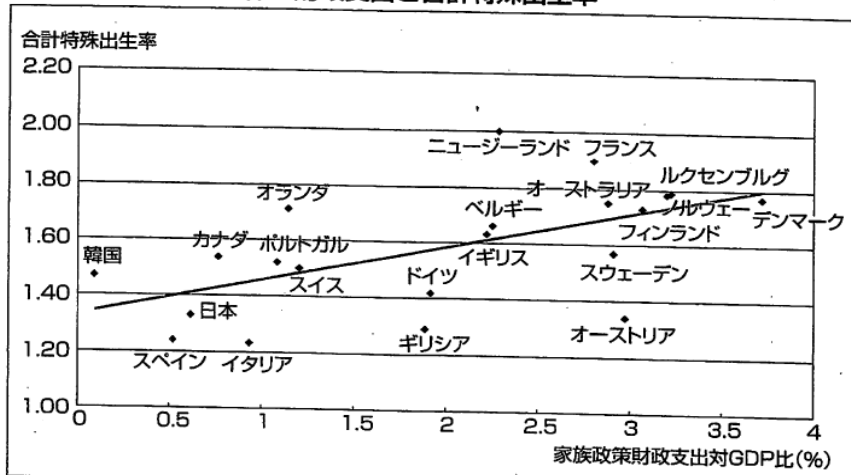
講演の概要

- わが国で最も優先すべき課題は「少子化対策」。経済活性化・社会保障の持続可能性
- 先進諸国は、「女性の労働率を上げながら出生率も上昇」させてきた。わが国は「例外」
- 具体的には、単身300万円、夫婦500万円の壁を乗り越え、安心して子供が生める政策の導入
- 税制として考えられること
 - 1、まずは103万円の壁の問題に関連して配偶者控除の手直し
 - 2、次に各種人的控除(所得控除)の抜本的改組を行い税額控除化をすすめる、さらには児童税額控除など給付付き税額控除の導入を(オランダの税制改革)
 - 3、あわせて、ベビーシッター代の経費控除も
- 安倍政権の検討に向けてのスピードは遅い

骨太の方針2015(歳入改革)

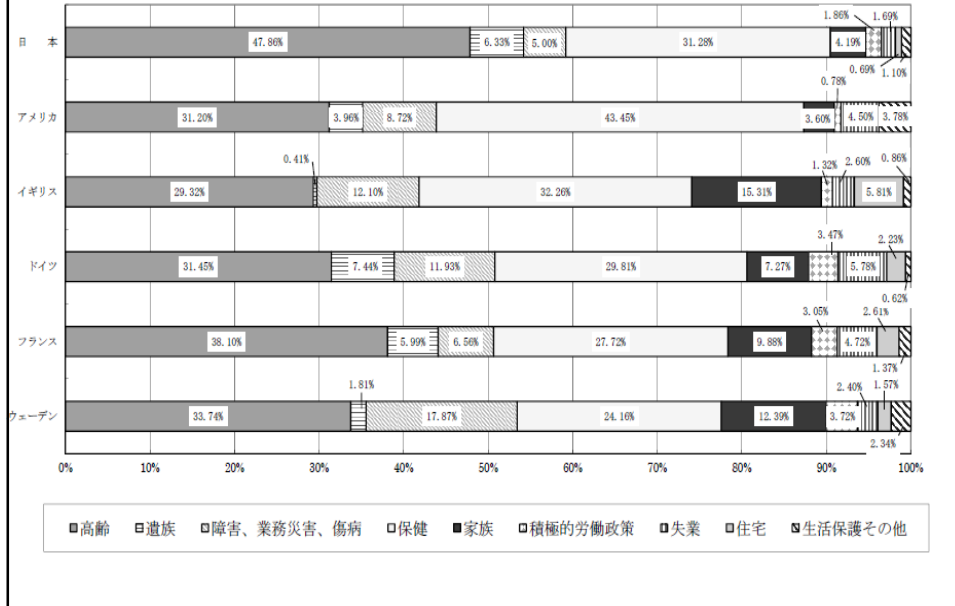
- 経済再生に寄与する観点から、…法人税改革をできるだけ早期に完了する。持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。
 - また、
 - i) 低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し、
 - ii) 働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保、
 - iii) 世代間・世代内の公平の確保など、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを計画期間中のできるだけ早期に行うこととし、
- 政府税制調査会を中心に具体的な制度設計の検討に速やかに着手する。

家族政策に係る財政支出と合計特殊出生率

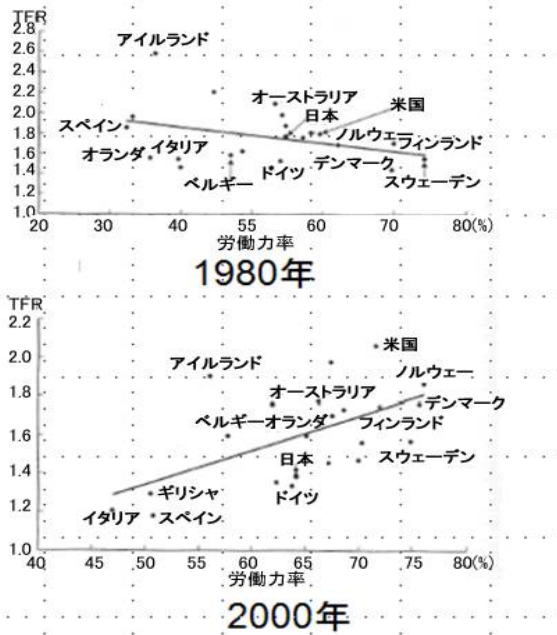


注：カナダは1998年、日本、フランス、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、イギリスは2001年分その他の国は2000年のデータを使用。なお、米国は除いている。
 出所：OECD Social Expenditure Database (2004年)、OECD Social Indicators (2002年)、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2004年版)」

図3 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較（2009年度）



女性労働力率と出生率（OECD統計等）



配偶者控除の議論

存在理由とその批判

- 「専業主婦」は家計に追加的な生計費がかかるので担税力が落ちる
←主婦の家事労働は、本来課税されるべき帰属所得を生み出している
- 妻は家庭内の勤めを果たす「内助の功」で夫の所得の稼得に貢献しているので配慮すべきだ
←「内助の功」は共稼ぎの場合でも生じている
- 専業主婦を優遇することが少子化対策につながる
←配偶者控除は、子供がいない専業主婦にも適用されている。OECD諸国は、女性の労働力率を引きあげつつ出生率も増加させてきた。
- これらに加えて、配偶者が就業しても、所得が103万円以下であれば、自らには課税関係が生ぜず、夫は配偶者控除が受けられるので、「二重控除」ではないかという税の公平性の観点からの批判もある。

7

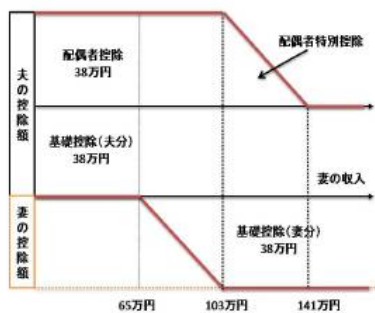
2. 具体的な取組(3): 配偶者控除

- 配偶者特別控除の創設により、税制上の所得の逆転現象は既に解消。しかし、世帯全体の控除について、女性の働き方の選択に対して中立的にするため、例えば、配偶者の給与所得の有無に関わらず、夫婦に対しては一定額の控除を付する制度(控除額にも、2人分の基礎控除を合算するか、子育て支援策を加算するか等の案)等、考え方について整理し、議論を進めるべき。その際、家計の負担変動に留意し、経済の好循環と整合性を確保する必要。

図表4. 所得税の配偶者控除を巡る論点について

- 人口減少への対応や家族の在り方について様々な議論が進められている状況を踏まえ、複数案のメリット・デメリットを示しつつ検討、議論を進めるべき。その際、家計負担の変動に留意し、経済の好循環との整合性を確保すべき

【現行制度】(世帯で見た各控除の関係)



【現行制度】(税調において指摘されている課題)

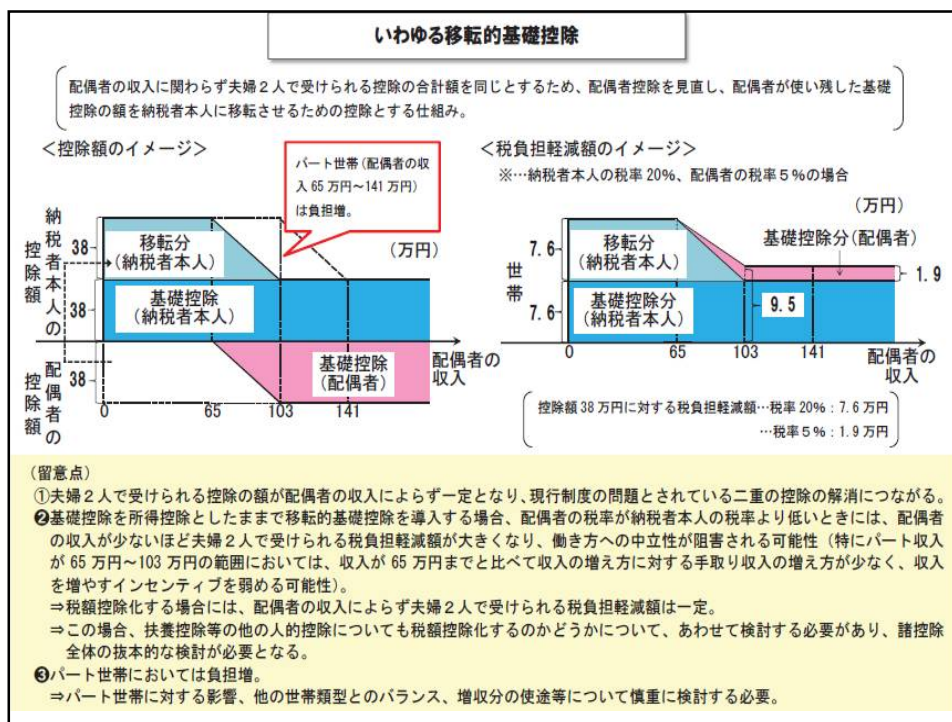
- 配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが女性の就労を抑制しているとの指摘(いわゆる103万円の壁)。
- パート世帯においては、配偶者が基礎控除の適用を受けているにも関わらず納税者本人が配偶者控除の適用を受けているため、専業主婦(夫)世帯や共働き世帯よりも控除額の合計が多い(二重の控除)との指摘。
- 働き方の選択への中立についての議論をきっかけに、家族(結婚・子育て)という視点、所得再分配の影響などを総合的に組み込んで諸控除のあり方を検討すべきとの指摘。
- 社会・経済の構造上の変化(人口減少、働き方の多様化、家族のあり方の変化等)を踏まえ、所得税の負担構造について、税制上の配慮の重点をこれからの社会にふさわしいものにシフトさせていくべきとの指摘。

(備考) 政府税制調査会総会(平成26年9月29日)、基礎問題小委員会(10月6日)資料等により内閣府にて作成。

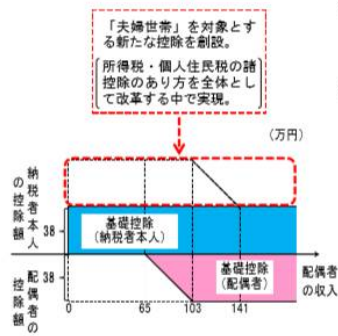
配偶者控除の見直し案(政府税制調査会・11月7日)

案	内容
廃止・一部廃止 (A)	廃止して子育て支援の拡充
	所得制限をつけ子育て支援の拡充
移転的基礎控除に変更 (B)	移転的基礎控除 (B-1)
	税額控除化して移転的控除 (B-2)
抜本改組 (C)	夫婦世帯を対象とした新たな控除

9



選択肢C・・・「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充



- 配偶者控除に代えて、「夫婦世帯」に対し、若い世代の結婚や子育てに配慮する観点から新たな控除を創設する。新たな控除は配偶者の収入にかかわらず適用されることとし、働き方の選択に対して中立的な税制とする。あわせて、子育て支援の拡充を行う。
- 「夫婦世帯」においても、働き方や所得水準などの状況は様々であることから、新たな控除を創設する場合には、税負担能力に応じた公平な負担を実現する観点から全般的な負担調整の検討が必要。「夫婦世帯」、「単身世帯」を問わず経済力のある者に対する配慮措置を見直すことを含め、所得税・個人住民税の諸控除のあり方を全体として改革する中で実現する必要。

【主な論点】

- ・ 税負担能力への配慮や税負担の公平性の観点からは、高所得の「夫婦世帯」にまで新たな控除を適用する必要はないのではないか。（この場合、高所得の「専業主婦世帯」・「パート世帯」は負担増となる。）
- ・ 税制が結婚に対して中立的でなくなるため、その是非について十分な議論が必要なのではないか。
- ・ 「夫婦を形成せずに子育てを行っている世帯」に対する配慮についてどう考えるか。

4. 選択肢を踏まえた今後の検討について

- 上記のいずれの選択肢が望ましいかについては、家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わることから、今後、幅広く丁寧な国民的議論が必要。今後の議論によってさらに新たな選択肢が提案されることも考えられる。
 - 今回の見直しは、これからの社会によりふさわしい負担構造を構築するとの観点から行うことを踏まえれば、改正全体としては税収中立あるいは財政中立を念頭に行っていく必要がある。
 - なお、配偶者の働き方の選択に対しては、社会保険制度や企業の配偶者手当制度による世帯の手取りの逆転現象がより大きな影響を与えているため、こうした制度についても十分検討を進めることを強く求めたい。
- (注1) 社会保険制度では、配偶者の給与収入が130万円を超えると、被保険者本人の被扶養配偶者からはずれることとなり、配偶者自身に社会保険料負担が発生する。
- (注2) 配偶者手当については、配偶者の収入が一定額以下（39%の企業が103万円以下、16%の企業が130万円以下）の場合に支給する企業が多い。

給付付き税額控除の4類型

- 第1類型—勤労税額控除(EITC)。クリントン、ブレアのワークフェア思想。勤労により自助努力で生活能力を高めていくことを支援する。オバマも拡大。
- 第2類型—児童税額控除(CTC)。世帯人数に応じ税額控除。母子家庭の貧困対策・子育て支援による少子化対策に有効。
- 第3類型—社会保険料負担軽減税額控除。低所得層の税負担・社会保険料負担を緩和。還付・給付はなし。オランダ
- 第4類型—消費税逆進性対策税額控除。消費税率引上げによる逆進性の緩和策として導入。基礎的生活費の消費税率分を所得税額から控除・還付。カナダ。

諸外国における給付付き税額控除の導入状況

諸外国の給付付き税額控除の概要(未定稿)

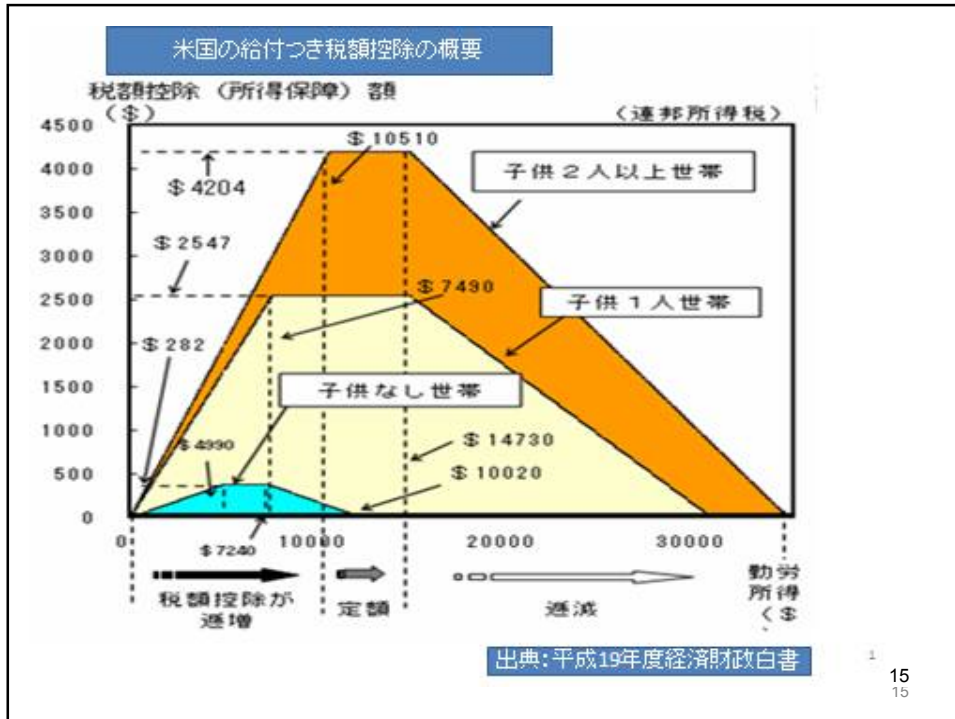
国	制度の名称	類型	制度 導入年	対象者	控除税額	給付の仕組み	増減	減減	控除税額の 基準となる 所得の単位	執行機関	(参考) 納税者 番号	(参考) 課税単位
アメリカ	勤労税額控除	勤労型	1975年	低所得勤労者 (資産要件あり)	夫婦2人の場合、最 大5,036ドル	最 税額と相殺し、残額を 給付	あり	あり	世帯	内国歳入庁	社会保障 番号を活用	個人と 世帯の 選択制
	児童税額控除	児童型	1998年	17歳未満の子を養育する中所得者 で所得が一定額以上のもの	1人あたり1,000ドル	最 税額と相殺し、一定の場 合に残額を給付	あり	あり	個人と世帯 の選択制			
	MWP 税額控除 ※特種措置	勤労型	2009年	勤労世帯の95%を対象	1人あたり最大400ドル	所 得税、社会保険税と 相殺、給付なし	あり	あり	個人と世帯 の選択制			
イギリス	勤労税額控除	勤労型	2003年	16歳以上で子どもを養育する就 業者、又は25歳以上の就業者(就労 時間の要件あり)	夫婦2人の場合、最 大4,525ポンド	最 税額と相殺し、残額を 給付	なし	あり 一時的 に減減	世帯	歳入関税庁	親務の一部 に国民保険 番号を活用	個人
	児童税額控除	児童型	2003年	原則16歳未満の子を養育する者	夫婦2人の場合、最 大1,445ポンド	最 税額と相殺し、残額を 給付	なし	なし	-	家族金融が支 給し、後に州 が2009年の 税務署が現 職控除と連携		個人と 世帯の 選択制
ドイツ	児童手当 ※児童手当と 児童控除のいずれ か一方のみ適用	児童型	1996年	原則18歳未満の子を養育する者	1人あたり最大2,208ユー ロ	全 額給付	なし	なし	-	家族金融が支 給し、後に州 が2009年の 税務署が現 職控除と連携		個人と 世帯の 選択制
フランス	雇用のための手 当	勤労型	2001年	低所得勤労者	夫婦2人の場合、最 大1,116ユーロ	最 税額と相殺し、残額を 給付	あり	あり	個人	税関総務局	住民サービ ス番号を 活用	子ども を含む世帯
オランダ	基礎税額控除	-	2001年	全納税義務者	1人あたり最大1,987ユー ロ(配偶者に一部を 相殺、原則給付なし)	所 得税・社会保険料と 相殺、原則給付なし	なし	なし	-	租税関税総局	住民サービ ス番号を 活用	個人
	勤労税額控除	勤労型	2001年	全ての給与収入者及び自営業者	1人あたり最大1,489ユー ロ	所 得税・社会保険料と 相殺、原則給付なし	あり	あり 消失なし	個人			
	所得控除併存税 額控除	勤労型	2009年	片親又は夫婦のうち所得の低い 側で、勤労所得額が一定以上あ り、12歳以下の児童を扶養する者	最大1,859ユーロ	所 得税・社会保険料と 相殺、原則給付なし	あり	なし	個人			
スウェーデン	勤労税額控除	勤労型	2007年	全ての給与収入者及び自営業者	最大約2.1万クロ ーネ	地 方所得税額を上限 に相殺、給付なし	あり	なし	個人	スウェーデン 国税庁	個人識別 番号を 活用	個人
カナダ	GSTクレジット	消費税 逆進性 対策型	1991年	低・中所得者	夫婦2人の場合、最 大756カナダドル	全 額給付	原則 なし	あり	世帯	カナダ歳入庁	社会保障 番号を 活用	個人
	カナダ児童手当	児童型	1993年	18歳未満の子を養育する者	夫婦2人の場合、最 大595カナダドル	最 税額と相殺し、残額を 給付	なし	あり	世帯			
	勤労所得手当	勤労型	2007年	低所得勤労者	夫婦2人の場合、最 大1,680カナダドル	最 税額と相殺し、残額を 給付	あり	あり	世帯			
ニュージーランド	家族税額控除	児童型	2007年	18歳以下の子を扶養する家族	夫婦2人の場合、最 大3,900ニュージー ランドドル	最 税額と相殺し、残額を 給付	なし	あり 一時的 に減減	世帯	原則として 内国歳入庁	納税者番号	個人
	勤労税額控除	勤労型	2007年	18歳以下の子を扶養する家族 (就労時間の要件あり)	夫婦2人の場合、最 大3,120NZドル	最 税額と相殺し、残額を 給付	あり	あり	世帯	国税庁	住民識別 番号を 活用	個人
韓国	勤労奨励税制	勤労型	2008年	原則18歳未満の子を養育する低所得 勤労者(資産要件あり)	最大120万ウォン	最 税額と相殺し、残額を 給付	あり	あり	世帯	国税庁	住民識別 番号を 活用	個人

(出典)財務省、税制調査会、各国の財政局及び税務当局のサイト等から筆者作成。アメリカ、ドイツ、フランス、オランダ、スウェーデン、カナダ(勤労所得手当)は2010年時点、イギリス、ニュージーランドは2010年度時点、カナダ(GSTクレジット、カナダ児童手当)は2009年7月～2010年6月給付分、韓国は2009年度時点のもの、控除税額の算出に当たっては、納税者全員の年齢について、一定の設定を要し、たとえば決まっている。

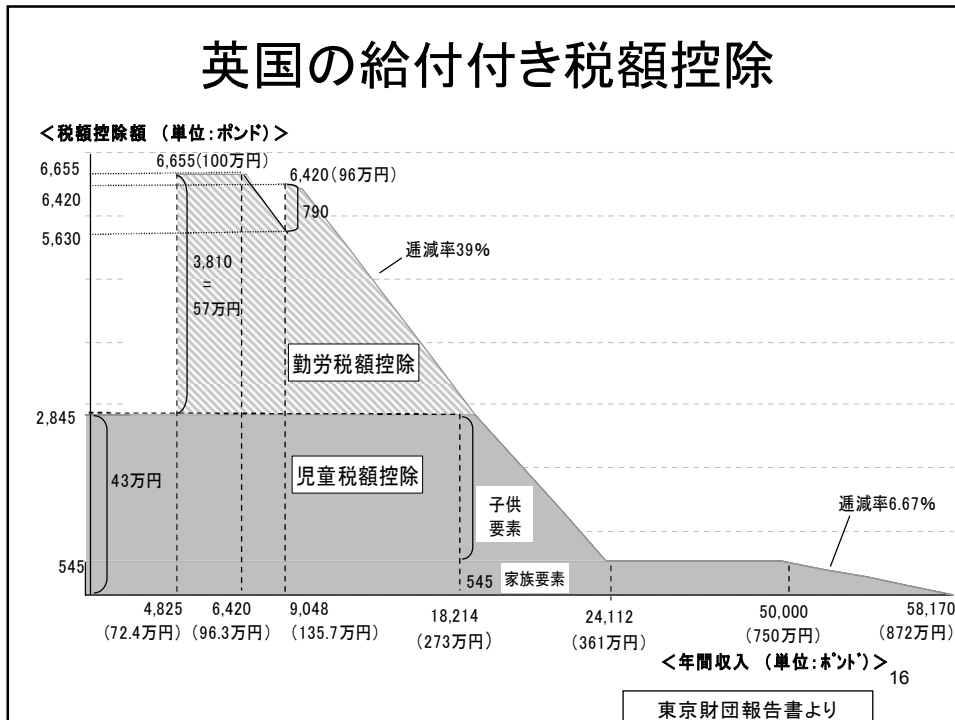
国会図書館資料

消費税増税法(第7条)

- 一 消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。
- イ 低所得者に配慮する観点から、番号制度の本格的な稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度、**給付付き税額控除等の施策の導入**について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。
- ロ 低所得者に配慮する観点から、**複数税率の導入**について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。
- ハ 施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、**社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。**



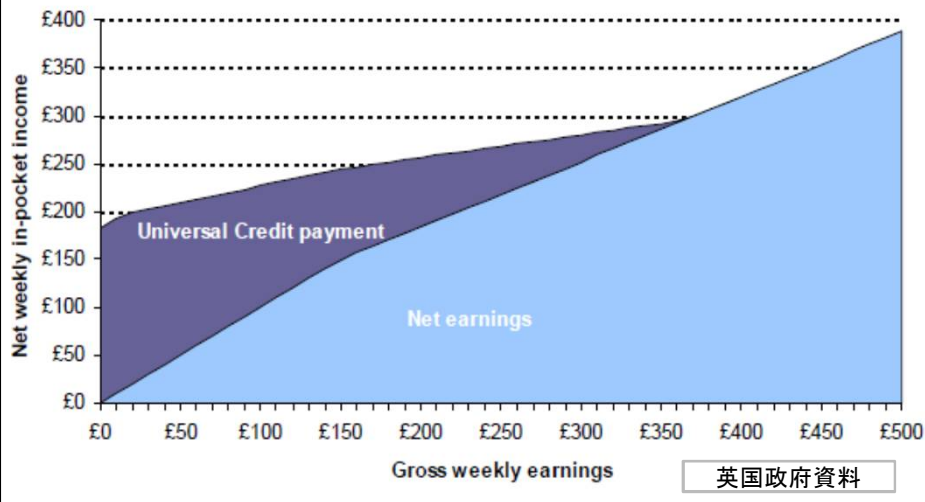
15
15



16

キャメロン政権のユニバーサルクレジット

Universal Credit tops up earnings - illustrative
single claimant with £100 per week housing costs



給付付き税額控除に関する論点1

1、政策目的の明確化

雇用促進、子育て支援(少子化対策)を組み合わせた設計が必要。「一定所得以下の世帯に勤労所得に応じた税額控除・給付を行いつつ、子どもの数に応じて給付額を増加させる」ことが基本。年金世代への給付をどう考えるか。

2、既存の社会保障制度との整合性

(1)生活保護との整合性。若年層の生活保護受給増加を未然に防止するには、勤労を条件に、低スキル労働者・非正規雇用者に対してプレミアムを給付し生活保護受給額より手取りを多くすることにより、勤労インセンティブを与える必要がある。職業訓練中の生活保障制度との整合性も。

英国ブレア政権は、トランポリン政策として積極的労働政策とセットで導入。米国では、「最低賃金でフルタイム働けば貧困ラインから抜け出せる」ことが基本哲学。最低賃金制との整合性

(2)わが国の母子家庭の6割近くが相対的貧困。児童手当・児童扶養手当の抜本的改組による児童税額控除制度の導入も。

論点(2)

3、制度の簡素化

- (1) 米国不正受給の多い原因は、制度の複雑性にある。カナダ型のシンプルな制度は不正の問題が少ない。
- (2) 申告(米国)ではなく申請(英国、カナダ)に
- (3) 給付のいらぬオランダ型(相殺)は魅力的。年末調整の活用は？
- (4) 適用除外—一定以上の資産・資産性所得がある者を適用除外するためには、預貯金への付番の充実、利子所得の情報収集などが必要。

論点(3)

4、執行にまつわる課題

(1) 執行官庁

先進諸国の例をみると、徴収の一元化を前提に、基本的に税務官庁が執行。ただ英国キャメロン政権は、これまでの多重な給付付き税額控除を整理統合したユニバーサル控除を一部で実施、社会保障官庁が一元的に取り扱っている。オランダ型は、税と社会保険料の徴収一元化が必要。

(2) 不正受給の防止

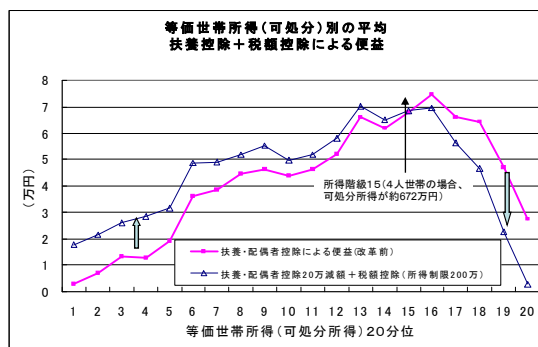
正確な世帯ごとの所得の把握が必要となるので、2015年から稼働するマイナンバーを活用し、課税最低限以下の所得についても管理する必要がある。

- (3) 現在行っている「簡素な給付措置」と同様、地方自治体レベルでの給付が現実的。

東京財団「税と社会保障の一体化の研究」プロジェクト
日本型給付つき税額控除
—給付付き児童税額控除の提言—

主査 森信茂樹(東京財団 上席研究員、中央大学法科大学院教授)
 メンバー 阿部彩(国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部第二室長)
 金今男(財務省財務総合政策研究所 客員研究員)
 鶴光太郎(経済産業研究所 上席研究員)
 八塩裕之(京都産業大学専任講師)

扶養控除・配偶者控除の便益(負担)の変化
 (全世帯の平均、所得階級別)



出所: 阿部(2008)厚労科研究費補助金研究事業「低所得者の実態と社会保障のあり方に関する研究」

- ・もともと扶養控除・配偶者控除などの所得控除は、(所得階層17まで)逆進的
- ・所得控除を削減し税額控除を与えることにより、低所得層(階層1~15)の便益を増加、高所得層(階層16~20)の便益が減少
- ・全世帯においては、改革により増税になる世帯は32.3%、減税(還付含む)になる世帯は21.5%

以下の図はすべて、出所: 阿部(2008)厚労科研究費補助金研究事業「低所得者の実態と社会保障のあり方に関する研究」による

英米等の給付付き税額控除の予算規模

	米国(2011)	英国(2009)	カナダ(2010)
給付付き税額控除の予算額	8.0兆円	3.3兆円	1.1兆円
税収	91兆円	44兆円	14兆円
税収比	9%	8%	8%

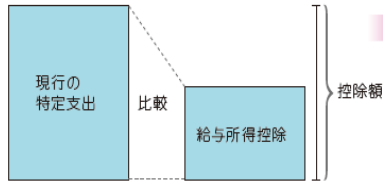
財務省資料

特定支出控除とは

- ・平成25年分の所得税から、給与所得者の特定支出控除について、範囲の拡大等が行われ、給与所得者の実額控除の機会が拡大した。
- 《範囲の拡大》
- ・弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）が特定支出に追加された。
- 《適用判定の基準の見直し》
- ・適用判定の基準が給与所得控除額の2分の1（改正前：給与所得控除額の総額）に緩和された。
- 【特定支出控除の概要】
- ・特定支出控除は、特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1（最高125万円）を超える場合、その超える部分について、確定申告を通じて給与所得の金額の計算上控除することができる制度。
 - ・特定支出とは、以下の①から⑥に掲げる支出のうち一定の要件を満たすもので、給与等の支払者によって証明がされたもの。

特定支出控除の概要

【改正前】



【改正後】

